

## 規 則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第七十九号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則（昭和四十年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第四号中「のうち病院長」の下に「、医療安全管理室長」を加え、「、医療安全管理室長」を削り、「参事」の下に「、岩槻診療所長」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年十二月二十七日から施行する。